

日本DPO協会第5回専門研究部会セミナーあいさつ

2021年4月19日(月)15:00~16:30

# 「個人情報保護法改正フォローアップ」 個人情報保護法改正の企業に与える影響

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長)

# 個人情報保護法改正の企業に与える影響 —フォローアップと論点

- フォローアップ
- 第1回オンライン例会2020年7月7日(火)
- 講演「個人情報保護法の改正について」
- 個人情報保護委員会事務局企画官 池田 満 様
  
- 2020年改正法(案).2020年6月5日の国会で可決、成立し、  
2020年6月12日に公布⇒施行については次頁
  
- 2021年改正法案 参議院で審議中
- 2回の改正を含めて論点整理の必要性

# 日本DPO協会 第5回専門研究部会セミナー

- 1. あいさつ
- 堀部政男 当協会代表理事『個人情報保護法改正の企業に与える影響』(10分)
- 2. セミナー
- 講師 石井夏生利顧問 中央大学 国際情報学部 教授  
『令和2年及び令和3年の個人情報保護法改正概要』(10分)
- 講師 大門学理事 株式会社日立製作所 情報セキュリティリスク統括本部 部長  
『企業実務の現場からみた改正個人情報保護法の影響について』(10分)
- 講師 坂下哲也顧問 一般社団法人日本情報経済社会推進協議会 常務理事  
『国内外の規制強化への対応の必要性と求められる管理者像』(10分)
- 3. パネルディスカッション(50分)
- パネリスト:石井夏生利顧問、坂下哲也顧問、大門学理事
- モデレータ:堀部政男代表理事

# 日本における個人情報保護制度 (2019年以前)形成の概略

- 日本の個人情報保護制度は、歴史的に見ると、次のようになる。
- 1970年代中葉以降 地方公共団体(基礎自治体)の個人情報保護条例制定
- 1988年 行政機関電算処理個人情報保護法制定
- 1990年 地方公共団体(都道府県)—神奈川県個人情報保護条例、東京都個人情報保護条例制定
- 2003年 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法(1988年行政機関電算処理個人情報法を全部改正)、独立行政法人等個人情報保護法制定
- 2013年 マイナンバー法制定
- 2015年 個人情報保護法・マイナンバー法改正

# 高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会

- 委員(1999年7月23日)
- 礪山 隆夫 東京海上火災保険(株) 顧問経済団体連合会 情報化部会長
- 浦川道太郎 早稲田大学 法学部教授 早稲田大学 図書館長
- 大橋 有弘 明星大学 人文学部 心理・教育学科教育学専修 主任教授
- 大山 永昭 東京工業大学 教授
- 岡村 正 株式会社 東芝 取締役 上席常務 情報・社会システム社 社長
- 開原 成允 国立大蔵病院 病院長
- 加藤 真代 主婦連合会 副会長
- 鈴木 文雄 株式会社 東海銀行 専務取締役
- 須藤 修 東京大学 社会情報研究所 教授
- 西垣 良三 第一生命保険相互会社 専務取締役
- 原 早苗 消費科学連合会 事務局次長
- 堀部 政男 中央大学 法学部 教授【座長】
- 三宅 弘 弁護士
- 安富 潔 慶応大学 法学部 教授

# 高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会

- その個人情報保護検討部会の第1回会合が7月23日に首相官邸で開かれた(小渕恵三内閣総理大臣のあいさつの後、座長に選任された)。
- 検討部会は、10月初旬までに6回にわたって会議を開き、各委員の意見表明、関係省庁・関係団体等からのヒヤリングを行った。それらを踏まえて、10月20日には、個人情報保護検討部会において、「個人情報の保護について」と題する座長私案(「堀部私案」といわれることもある)を示し、審議した。これは、マスコミによって事前にスクープされるほどに関心を集め、また、新聞の社説でもとり上げられた。
- 11月9日には、この座長私案に説明を加えた中間報告(案)を提示し、同月19日には、「我が国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)」をとりまとめた。

## 個人情報保護検討部会と座長私案(1999年)

- 1999年7月23日 高度情報通信社会推進本部(本部長＝内閣総理大臣)個人情報保護検討部会(座長・堀部政男)の第1回会合
- 1999年10月20日 座長私案まとまる
- 1999年11月19日 「我が国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)」公表
- 1999年12月3日 高度情報通信社会推進本部「我が国における個人情報保護システムの確立について」決定

# 個人情報保護法と企業見解の例①

- 第5回個人情報保護検討部会 1999年9月21日(火)14:00~18:30
- 総理府地下講堂
- 議題: 民間団体等ヒアリング
  
- 愛知県がんセンター研究所長 富永祐民
- 日本医師会常任理事 宮坂雄平
- (信用情報関係)
- 全国銀行協会業務部長 橋本長雄
- 全国信用情報センター連合会副会長 平野征人
- 株式会社シー・アイ・シー専務取締役 原田 實
- (消費者団体関係)
- 全国消費生活相談員協会理事長 藤井教子



## 個人情報保護法と企業見解の例②

- (経済団体関係)
- 経済団体連合会電子商取引の推進に関するWGプライバシー・チーム主査  
片岡伸介
- (日本弁護士連合会)
- 日弁連情報問題対策委員会委員長 土生照子
- 日弁連情報問題対策委員会幹事 森田 明
- 日弁連消費者問題対策委員会副委員長 村千鶴子
- 日弁連情報問題対策委員会副委員長 北澤義博
- (今回の資料は、全て民間団体等の提出資料であり、膨大かつ電子情報として掲載できないものが多いため、省略させていただきます。)

## 個人情報保護法と企業見解の例③

- (4) 礮山委員と経済団体関係者から、企業活動の立場からみた個人情報保護についての説明を受けて、以下のような質疑応答があった。
- 個人情報に関する企業における苦情処理機関については、持たない企業は市場から淘汰されると考えるだけでなく、設置することを積極的に推奨すべきではないか。
- 自主規制を重んじた取組みとの主張だが、EU方式との整合性についてどう考えるのか。
- →EU諸国の中でも国による違いがあるため、一括りにして考えるべきではないのではないか。
- 行政の保有する情報をもっと公開すべきとの主張であるが、国の個人情報保護法の改正を念頭に置いているのか。また、個人情報保護の観点からは問題が生じるのではないか。

## 個人情報保護法と企業見解の例④

- →例えばGIS(地理情報システム)のように、行政の保有する情報を民間がもっと有効に活用しやすくするために、個人情報についても個人が識別できる情報は全く出さないという線引きではなく、個人情報を捨象して利用の観点から他の線引きをする等の方法があるのではないかということである。
- 事前規制は悪意の者に対する実効性を持たないのみならず、善意の事業者の負担を重くするので望ましくないとのことだが、センシティブ情報等、事前規制が必要な側面もあるのではないか。また、不必要な情報の収集制限というような一般的な事前規制は必要ではないか。
- →後者のような一般的な事前規制以外の事前規制は好ましくないという趣旨である。

# 2020年個人情報保護法改正の概要

- 個人情報保護委員会作成の概要から
  - ■平成27年改正個人情報保護法に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定(附則第12条)に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施。
  - ■自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、今般、個人情報保護法の改正を行い、以下の措置を講ずることとしたもの。

# 1. 個人の権利の在り方

- 利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和する。
- 保有個人データの開示方法(※)について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
- (※) 現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。
- 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。
- 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- オプトアウト規定(※)により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。
- (※) 本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

## 2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の利益を害するおそれがある場合(※)に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
- (※)一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定。
- 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

## 3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度(※)に加え、
- 企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。
- (※)現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野(部門)を対象とする。

## 4. データ利活用に関する施策の在り方

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

## 5. ペナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
- (※)命令違反:6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 虚偽報告等:30万円以下の罰金→50万円以下の罰金
- データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる(法人重科)。
- (※)個人と同額の罰金(50万円又は30万円以下の罰金)→1億円以下の罰金

## 6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。
- ※その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置（漏えい等報告、法定刑の引上げ等）を講ずる。



# 2021年個人情報保護法改正の概要①

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(概要)の(一部)
- 趣旨
- デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う。
  
- 概要
- 個人情報保護制度の見直し(個人情報保護法の改正等)
- ①個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。

## 2021年個人情報保護法改正の概要②

- ②医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③学術研究分野を含めたGDPR(EU一般データ保護規則)の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。
- 施行日: 公布から1年以内(地方公共団体関係は公布から2年以内)

# 個人情報保護委員会のウェブサイトから

項目	期日
全面施行の日	令和4年4月1日
第23条第2項により個人データを第三者に提供しようとする際の経過措置 (第23条第2項)	令和3年10月1日
法定刑の引上げ(第83条から第87条)	令和2年12月12日

# 改正後の法定刑の比較

表1 改正前後の法定刑の比較					
		懲役刑		罰金刑	
		改正前	改正後	改正前	改正後
個人情報保護委員会からの命令への違反	行為者	6月以下	<b>1年以下</b>	30万円以下	<b>100万円以下</b>
	法人等	-	-	30万円以下	<b>1億円以下</b>
個人情報データベース等の不正提供等	行為者	1年以下	1年以下	50万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	50万円以下	<b>1億円以下</b>
個人情報保護委員会への虚偽報告等	行為者	-	-	30万円以下	<b>50万円以下</b>
	法人等	-	-	30万円以下	<b>50万円以下</b>

# 個人情報保護委員会「政令・規則・ガイドライン等の整備に向けた検討の状況について」①

- 個人情報保護委員会ウェブサイト2021年4月15日現在(検討進行順に変更)
- 改正個人情報保護法について、事業者等関係者が適切に対応できるよう準備期間を設ける観点から、関係する政令・規則・ガイドライン等、改正等が必要なルール等について迅速な整備に取り組んでまいります。
- **第144回個人情報保護委員会(令和2年6月15日)**において、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組」を決定いたしました。
- 資料中の「改正法の円滑な施行に向けたロードマップ」に沿って、関係する政令・規則・ガイドライン等の整備を進めるとともに、周知広報に積極的に取り組んでまいります。
- **個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組について** (PDF : 583KB)
- ※第144回委員会 資料1の一部を修正しております。
- **第149回個人情報保護委員会(令和2年7月22日)**において、「改正個人情報保護法政令・規則・ガイドライン等の整備に当たっての基本的な考え方について」を決定いたしました。

# 個人情報保護委員会「政令・規則・ガイドライン等の整備に向けた検討の状況について」②

- 第144回委員会において決定されたロードマップと今回決定された基本的な考え方に基づいて、委員会における検討を進めてまいります。
- 改正個人情報保護法 政令・規則・ガイドライン等の整備に当たっての基本的な考え方について (PDF : 266KB)
- ※第149回委員会 資料1の一部を修正しております。
- 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組」を決定いたしました。(令和2年6月15日)
- 第155回個人情報保護委員会(令和2年10月14日)
- 改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について(公表事項の充実) (PDF : 533KB)

# 個人情報保護委員会「政令・規則・ガイドライン等の整備に向けた検討の状況について」③

- 第156回個人情報保護委員会(令和2年10月30日)
  - 改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について(漏えい等報告及び本人通知)(PDF: 533KB)
- 第157回個人情報保護委員会(令和2年11月4日)
  - 改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について(越境移転に係る情報提供の充実等)(PDF: 523KB)
- 第158回個人情報保護委員会(令和2年11月20日)
  - 改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について(個人関連情報)(PDF: 573KB)
- 第159回個人情報保護委員会(令和2年11月27日)
  - 改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について(仮名加工情報)(PDF: 475KB)

# 個人情報保護委員会「政令・規則・ガイドライン等の整備に向けた検討の状況について」④

- 第164回個人情報保護委員会(令和3年1月26日)
- 改正法に関連するガイドライン等の整備に向けた論点について(認定個人情報保護団体制度)(PDF: 750KB)
- 「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令(案)」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)」に関する意見募集結果を公表いたしました。(令和3年3月24日更新)
- 「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令(案)」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)」に関する意見募集結果について
- 「個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令(案)」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)」に関する意見募集を実施しました。(令和2年12月25日～令和3年1月25日)



# 個人情報保護委員会「政令・規則・ガイドライン等の整備に向けた検討の状況について」⑤

- 「改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について(仮名加工情報)」を議論いたしました。(令和2年11月30日更新)
- **第166回個人情報保護委員会(令和3年2月19日)**
  - 改正法に関連するガイドライン等の整備に向けた論点について(不適正利用の禁止)(PDF: 430KB)
  - 改正法に関連するガイドライン等の整備に向けた論点について(利用停止等)(PDF: 483KB)
- **第171回個人情報保護委員会(令和3年4月7日)**
  - 改正法に関連するガイドライン等の整備に向けた論点について(個人関連情報)(PDF: 531KB)
- 個人情報保護委員会において「改正法に関連するガイドライン等の整備に向けた論点について(個人関連情報)」を議論いたしました。(令和3年4月7日更新)